

使用水量のお知らせの見方



使用水量のお知らせ
 スイドウ クロウ 様
 〒千葉市中央区南町1-4-7

② ネット手続用確認番号 999999
 お客様番号 99-9-999999-001

④ 一元化市域 ⑤ 上下水 ⑥ 下水計算区分 水道 / / / / /

⑦ 検針日 令和 4年 2月15日 4年 1月～ 4年 2月分 水道 検針期間12月15日～ 2月15日 (月数2回)
 下水道 検針期間12月15日～ 2月15日 (月数2回)

⑧

口 径 20mm	受水装置番号 19991515	検針日検針区分	水道	下水道
水道	今回検針 70	前回検針	0	0
下水道	今回検針 59	前回検針	0	0

⑨

水道				
下水道				

⑩

水道	水道料金	2,010円	請求予定金額
使用水量 1m ³	(うち消費税等相当額)	(182円)	3,302円
⑪ 汚水	下水道使用料	1,282円	
⑪ 排出量 1m ³	(うち消費税等相当額)	(117円)	299円

⑬ 検針に関するお問い合わせ先
 千葉県企業局水道料金課お客様センター

⑭ 千葉県企業局

水道料金等のお支払いは
 口座振替・クレジットカードで！

お申込みは簡単です！

●口座振替
 請求書に記載のある収納取扱金融機関でご利用いただけます。県水お客様センターにお電話いただければ、申込用紙をお送りします。必要事項を記入してご返送ください。
 ※申込用紙を用意している金融機関もあります。お取引のある金融機関にお尋ねください。

●クレジットカード
 「千葉県営水道」ホームページから、オンラインですぐにお申込みいただけます。
 (裏面にQRコードがあります)

口座振替申込等のお問い合わせ先
 県水お客様センター 営業時間
 電話 0579-001245 平日 8:45～18:00
 (土曜・日曜・祭日を除く) 土曜 8:45～17:00
 日曜・祝日・年末年始は休みです。

千葉県企業局

使用水量のお知らせ

- ① ネット手続用確認番号(6桁)
999999
 - ② お客様番号(12桁)
99-9-999999-001
 - ③ 使用者氏名・使用場所
 - ④ 一元化区分
一元化市域または分離市域と表示されます。
 - ⑤ 上下水道区分
上水のみ、上下水、下水のみのいずれかが表示されます。
 - ⑥ 下水計算区分
下水道使用料を算出する方法が表示されます。
 - ⑦ 検針日・使用年月・使用期間
 - ⑧ 水道の検針値が表示されます。
 - ⑨ 水道使用水量を算出根拠としない汚水排出量が表示されます。
 - ⑩ 水道使用水量・水道料金
 - ⑪ 汚水排出量・下水道使用料
 - ⑫ 請求予定金額 ※使用水量のお知らせでは水道料金等のお支払いはできません(8ページ参照)
 - ⑬ 検針を行っている受託会社名及び検針員名
 - ⑭ 県水お客様センターの電話番号
※水道に関するお問い合わせの際は、お客様番号をお知らせください。
- ※マイポータルにご登録いただいた場合、オンラインでの通知となるため、表示形式が異なります。

水道料金の計算方法 (令和8年4月現在)

•水道料金＝基本料金＋従量料金

(税込み料金、10円未満の端数は切り捨てます。)

- 基本料金**…使用水量の有無にかかわらずメーターに接続されている管の太さ(口径)によりいただく料金です。
- 従量料金**…使用水量に応じていただく料金です。

料金の計算方法(2か月ごとに検針に伺う一般家庭の場合)

例えば、メーターの口径が20mmで2か月分の使用水量が49m³を使用した家庭の場合(1か月24m³と1か月25m³に分けて計算します。)

(1か月24m ³)			
基本料金 (口径20mm)			1,103円
従量料金			
1～10m ³	10m ³ ×	67円＝	670円
11～20m ³	10m ³ ×	175円＝	1,750円
21～24m ³	4m ³ ×	285円＝	1,140円
計			4,663円 (税抜き)
		4,663円 × 1.1 =	5,129.30円 ≒ 5,120円 (税込み)

(1か月25m ³)			
基本料金 (口径20mm)			1,103円
従量料金			
1～10m ³	10m ³ ×	67円＝	670円
11～20m ³	10m ³ ×	175円＝	1,750円
21～25m ³	5m ³ ×	285円＝	1,425円
計			4,948円 (税抜き)
		4,948円 × 1.1 =	5,442.80円 ≒ 5,440円 (税込み)

水道料金 5,120円+5,440円 = 10,560円 (税込み)

水量別の従量料金一覧表は8ページをご覧ください。

料金表 ※転入、転出時の基本料金は、0.5か月単位で計算します。

基本料金 (1か月につき) (税抜き)

口径	料金
13 mm	470 円
20	1,103
25	1,970
40	7,866
50	17,837
75	41,001
100	79,153
150	219,993
200	445,932
250	794,007
300	1,272,145

従量料金 (1か月につき) (税抜き)

使用水量 (一般用)	料金 (1m ³ につき)
1～10 m ³	67 円
11～20	175
21～40	285
41～100	380
101～500	471
501 以上	514

共同住宅に対する料金の特殊取扱い

アパート・マンションなどの共同住宅で、企業局の水道メーター1個によって2戸以上の世帯が給水を受けている場合で、一定の要件を満たされているときは、お申し出により各戸が均等に使用されたものとみなして低廉化の料金計算をいたします。

お申し込み方法など詳しくは、県水お客様センター(裏表紙参照)へお問い合わせください。